

令和3年9月30日

各地域まちづくり実行委員会委員長 様
各地域社会福祉協議会会長 様
各連合振興町会会長 様
その他各団体の利用者の皆様

大正区長 古川 吉隆
(担当：政策推進課地域グループ)

緊急事態措置の終了に伴う 地域行事・地域活動の一部再開について

各位におかれましては、平素より、大正区政運営へのご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

政府は、新規陽性患者数が減少し、医療提供体制がひっ迫している状態も解消されてきていることから、**令和3年9月30日(木)をもって緊急事態措置を終了**しました。

大阪府知事から府民への呼びかけとして、次の内容が示されています。

【府民への呼びかけ(10月1日から10月31日まで)】

- 混雑している場所や時間を避けて少人数で行動すること
- 要請時間※1以降に営業したりカラオケを提供している飲食店等の利用を厳に控えること
 - ※1 ゴールドステッカー認証店舗は21時までの営業、その他の店舗は20時までの営業
- 都道府県間の移動の際は、感染防止対策を徹底
- 感染防止対策を徹底すること。重症化リスクの高い40代・50代は、特に注意すること。
- 4人以下※2でのマスク会食※3の徹底
 - ※2 家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りではない
 - ※3 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない
- テレワーク等、柔軟な働き方を行うこと

また、部活動においても、感染防止対策を徹底したうえで実施が可能となったため、学校施設の利用を含む、10月1日(金)から10月31日(日)以降の地域行事・地域活動(会議等を含む)につきましては、別紙の「新型コロナウイルス感染症予防にかかるチェックポイント」をすべて満たし、万全の感染防止対策を行っていただくことを条件に再開できるものと考えます。

ただし、大阪市内の集会所や運動施設に対し、営業時間を21時までとする要請が行われていることから、10月1日(金)から10月31日(日)の間は、

- ・「地域集会施設等における21時以降の活動(会議等を含む)」
- ・「飲食を伴うあらゆる活動」

の自粛をお願いいたします。

みなさまのご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。